

○大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（令和3年大崎市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第8条第1項に規定する抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(届出)

第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書（様式第2号）

(2) 助言（指導）への対応書（様式第3号）

(3) 第7条第1項に規定する事前協議に係る書類のうち、助言又は指導により変更したもの

(4) 損害賠償責任保険等の加入状況を示す書類

2 条例第9条第1項及び第12条第1項の規定により届出をした調査、掘削等又は工事に着手したときは、着手届（様式第4号）を、当該調査、掘削等又は工事が完了したときは、完了届（様式第5号）に掘削等又は工

事に関する完了写真(撮影した日付が確認できるカラー刷りのもの)を添えて直ちに市長に提出しなければならない。

3 条例第9条第2項本文(条例第12条第2項において準用する場合を含む。第7条第2項において同じ。)の規定による変更の届出は、大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業変更届出書(様式第6号)に第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

4 条例第9条第3項(条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による中止又は廃止の届出は、大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業中止(廃止)届出書(様式第7号)により行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業を中止し、又は廃止する前の現況写真

(2) 事業を中止し、又は廃止した後において行う措置を示した書類
(平面図等)

(事業計画の軽微な変更)

第5条 条例第9条第2項ただし書(条例第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第10条第4項ただし書(条例第13条において準用する場合を含む。)の規則で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

(1) 事業に関する計画(以下「事業計画」という。)のうち再生可能エネルギー発電設備の発電出力を減少させるもの

(2) その他市長が軽微な事業計画の変更と認めるもの
(地位承継の届出)

第6条 条例第9条第4項(条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による地位承継の届出は、地位承継届出書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 承継した事実を証する書類
- (2) 法人の事業概要を確認できる書類
- (3) 承継する者の住民票抄本の写し（事業者が個人の場合に限る。）
又は法人の登記事項証明書の写し（事業者が法人の場合に限る。）
- (4) 損害賠償責任保険等の加入状況を示す書類
(市長との事前協議)

第7条 条例第10条第1項の規定による事前協議（条例第9条第1項の規定による事業計画の届出に係る事前協議をいう。）は、大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業事前協議書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書（様式第10号）
- (2) 関係法令の手續状況確認書（様式第11号）
- (3) 説明会等報告書（様式第12号）
- (4) 事業者が法人にあつては、法人の登記事項証明書の写し
- (5) 事業者が個人にあつては、住民票抄本の写し
- (6) 位置図
- (7) 現況写真（撮影した日付が確認できるカラー刷りのもの。以下同じ。）
- (8) 事業区域全域の公図の写し
- (9) 事業区域全域の土地の登記事項証明書の写し
- (10) 土地利用計画図（平面図（縮尺が1000分の1以上のもの））
- (11) 造成を含む事業にあつては、土地造成計画図（平面図・縦断面図・横断面図（縮尺が1000分の1以上のもの））
- (12) 建築物又は工作物の設計図（平面図・立面図・断面図）

(13) 太陽光を再生可能エネルギー源とする事業にあつては、反射光影響予測図（太陽光パネルによる周辺への反射光を予測した図面をいう。）

(14) 流量計算書

(15) 排水計画図（平面図・断面図）

(16) 排水施設構造図

(17) 排水に係る放流承諾書

(18) 工程表

(19) 工事施工方法書（計画書）（作業の方法及び工法を示したものをいう。以下同じ。）

(20) 工事実施体制表（施主、工事施工者、施工管理者等を示したものをいう。以下同じ。）

(21) 維持管理（保守点検）計画書

(22) 維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書

(23) 事業者と土地所有者が異なる場合にあっては、土地の売買（賃貸借）契約書等の写し

(24) その他の法令による許認可等を受けているときは、その写し

(25) その他市長が必要と認める書類

2 条例第10条第1項（条例第13条において準用する場合を含む。）

の規定による変更の事前協議（条例第9条第2項本文の規定による事業計画の変更の届出に係る事前協議をいう。）は、大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業変更事前協議書（様式第13号）に前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

（対象住民等）

第8条 条例第10条第2項（条例第13条において準用する場合を含む。

次項において同じ。）の住民等のうち規則で定めるものは、別表第2の左

欄に掲げる再生可能エネルギー源及び同表の中欄に掲げる発電出力に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる対象住民等とする。

- 2 法令等に基づき設置した協議会等において、前項に掲げる対象住民等を対象とした説明が行われていると認められるときは、条例第10条第2項の説明会を開催したものとみなす。

(事業者への意見の申出)

第9条 条例第10条第5項(条例第13条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による意見の申出は、説明会等(条例第10条第2項(条例第13条において準用する場合を含む。)の説明会又は条例第10条第3項(条例第13条において準用する場合を含む。))に規定する事業計画の周知をいう。以下同じ。)があった日から起算して14日以内に、意見書(事業計画に対する意見、要望等を記載した書類をいう。次条において同じ。)を事業者に提出することで行うものとする。

(対象住民等との協議)

第10条 条例第10条第6項(条例第13条において準用する場合を含む。)の規定による協議は、見解書(意見書に対する見解を示した書類をいう。)を当該意見の申出をした対象住民等に提出することで行うものとする。

(地熱発電事業の届出)

第11条 条例第12条第1項の規定による届出は、大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業(地熱発電設備設置事業)届出書(様式第14号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書
- (2) 助言(指導)への対応書

(3) 次条に規定する事前協議に係る書類のうち、助言又は指導により変更したもの

(4) 損害賠償責任保険等の加入状況を示す書類

(地熱発電事業における市長との事前協議)

第12条 条例第13条の規定による事前協議は、大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業（地熱発電設備設置事業）事前協議書（様式第15号）に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

(1) 条例第12条第1項第1号に規定する地熱資源賦存状況調査次に掲げる書類

ア 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業（地熱発電設備設置事業）計画書【地熱資源賦存状況調査】（様式第16号）

イ 説明会等報告書

ウ 住民票抄本の写し（事業者が個人の場合に限る。）又は法人の登記事項証明書の写し（事業者が法人の場合に限る。）

エ 位置図

オ 現況写真

カ 調査区域の公図の写し

キ 調査区域の土地の登記事項証明書の写し

ク モニタリングに関する計画書

ケ 工程表

コ 調査実施体制表

サ その他の法令による許認可を受けているときは、その写し

シ その他市長が必要と認める書類

(2) 条例第12条第1項第2号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項又は第11条第1項の許可に基づく掘削等次に掲げる書類

ア 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業（地熱発電設備設置事業）計画書【温泉法第3条第1項（第11条第1項）許可に基づく掘削等】（様式第17号）

イ 説明会等報告書

ウ 位置図

エ 現況写真

オ 掘削地を明示した当該掘削地付近の見取図

カ 掘削地の公図の写し

キ 掘削地の登記事項証明書の写し

ク 掘削の計画図

ケ 設備の配置図及び主要な設備の構造図

コ 掘削地周辺の民家及び公共物件の状況図

サ 騒音対策を記載した書類

シ 掘削作業に要する水の確保方法等を記載した書類

ス 泥水処理方法及び排水に関する計画書

セ 暴噴防止対策を記載した書類

ソ モニタリングに関する計画書

タ 工程表

チ 工事実施体制表

ツ その他の法令による許認可等を受けているときは、その写し

テ その他市長が必要と認める書類

(3) 条例第12条第1項第3号に規定する発電設備設置工事 次に掲げる書類

- ア 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書
 - イ 関係法令の手続状況確認書
 - ウ 説明会等報告書
 - エ 位置図
 - オ 現況写真
 - カ 事業区域全域の公図の写し
 - キ 事業区域全域の土地の登記事項証明書の写し
 - ク 土地利用計画図（平面図（縮尺が1000分の1以上のもの））
 - ケ 造成を含む事業にあつては、土地造成計画書（平面図・縦断図・横断図（縮尺が1000分の1以上のもの））
 - コ 建築物又は工作物の設計図（平面図・立面図・断面図）
 - サ 流量計算書
 - シ 排水計画図（平面図・断面図）
 - ス 排水施設構造図
 - セ 排水に係る放流承諾書
 - ソ モニタリングに関する計画書
 - タ 工事施工方法書（計画書）
 - チ 工程表
 - ツ 工事実施体制表
 - テ 維持管理（保守点検）計画書
 - ト 維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書
 - ナ その他の法令による許認可等を受けているときは、その写し
 - ニ その他市長が必要と認める書類
- （事故発生時の報告）

第13条 条例第19条第1項の規定による報告は、同項各号に掲げる事態が発生し、又は発生するおそれが生じたときに直ちにその旨を市

長に連絡すること及び当該事態に対して講じた措置を事故等状況報告書（様式第 18 号）により速やかに市長に提出することにより行うものとする。

（立入調査証）

第 14 条 条例第 20 条第 2 項の証明書は，立入調査証（様式第 19 号）とする。

（助言，指導又は勧告）

第 15 条 条例第 21 条第 1 項の規定による助言又は指導は，助言（指導）通知書（様式第 20 号）により行うものとする。

2 条例第 21 条第 2 項の規定による勧告は，勧告書（様式第 21 号）により行うものとする。

（命令）

第 16 条 条例第 22 条の規定による命令は，命令書（様式第 22 号）により行うものとする。

（公表に係る弁明）

第 17 条 市長は，条例第 23 条第 2 項の規定による弁明の機会を付与しようとするときは，弁明の機会の付与通知書（様式第 23 号）により事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた事業者は，当該公表に係る弁明をしようとするときには，当該通知を受けた日から起算して 14 日以内に，公表に係る弁明書（様式第 24 号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第 18 条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林
2	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域
3	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画により定めた農用地区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）
4	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区
5	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地
6	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
7	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域
8	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた同項第1号の第一種低層住居専用地域及び第7号の風致地区
9	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
10	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

	律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
11	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財，同法第58条第1項に規定する登録有形文化財，同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物，同法第133条に規定する登録記念物，同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観及び同法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区
12	文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第3条第1項の規定により指定された宮城県指定有形文化財及び同条例第32条第1項の規定により指定された宮城県指定史跡，宮城県指定名勝又は宮城県指定天然記念物
13	大崎市文化財保護条例（平成18年大崎市条例第140号）第5条第1項の規定により指定された大崎市指定有形文化財及び同条例第28条第1項の規定により指定された大崎市指定史跡，大崎市指定名勝又は大崎市指定天然記念物

別表第2（第8条関係）

再生可能エネルギー源	発電出力	対象住民等
地熱	全出力対象	事業区域の所在する行政区及び事業の実施により自然環境，既存源泉等に一定の影響を及ぼすことが想定される区域の住民等
風力	50キロワット以上	事業区域の所在する行政区及び事業の実施により自然環境等に一定の影響を及ぼ

		すことが想定される区域の住民等
	50キロワット未満	事業区域の所在する行政区及び事業区域の境界から外側100メートル以内の区域の住民等
地熱又は風力以外	50キロワット以上	事業区域の所在する行政区及び当該行政区に隣接する行政区の住民等並びに事業区域の境界から外側300メートル以内の区域の住民等
	50キロワット未満	事業区域の所在する行政区及び事業区域の境界から外側100メートル以内の区域の住民等